

教育長表彰に関する選考基準

1 趣 旨

この選考基準は、大阪市教育委員会表彰規則第14条・16条（別掲）に基づき、大阪市立学校園の児童生徒等が社会文化の発展及び明るい社会の建設に寄与したことがらに対して、これを賞賛し、一層の精励と貢献を奨励するため、表彰について該当する事項を定める。

2 対 象

大阪市教育委員会表彰規則第3条（別掲）により、委員会の所管に係わる児童生徒等を対象とし、以下の事項を表彰事由の対象となる行為とする。

- (1) 児童生徒等の文化活動又は体育活動において顕著な成果をおさめた個人又は団体。
 - ア 書道、絵画、音楽、弁論、その他、これに類する文化活動を対象とする大会等において優秀な成績をおさめた者及びそれらの活動に精励し貢献した者。
 - イ スポーツ等の体育活動を対象とする競技会等において優秀な成績をおさめた者及び、それらの活動に精励し顕著に貢献した者。
- (2) 児童生徒等の自主的な奉仕の精神や友愛の精神に基づき、社会を明るくする善行のあった個人又は団体。
- (3) 表彰に該当する行為の対象期間は、原則として前年度の提出期限翌日から今年度の提出期限までとする。

3 推薦及び表彰

- (1) 推薦の基準
 - ア 全校種とも全国レベル（地区予選を経て全国大会が開催されるもの、団体・連盟等の推薦・選抜を受け全国大会に参加するもの等）で第3位以内に入賞した者。
但し、近畿大会までしかない校種・種目については、第1位相当の者とする。
※大会の規模によっては、表彰の対象とならない場合がある。
 - イ 文化部もこれに準ずる。
 - ウ 単年度を原則とする。
 - エ 人命救助等の善行については、新聞の掲載、警察等で表彰された者。
- (2) 推薦の方法
 - ア 推薦範囲は、(1)の「推薦の基準」に基づくものである。
 - イ 該当者については、学校園長が所定の様式により推薦する。（参考資料：賞状・感謝状・最近の記録等を調書に添えて提出すること。）
- (3) 調書の受付
 - 推薦調書の受付は、関係各担当とする。
- (4) 審 査
 - 審査は指導部内（関係各担当が一同に会して）で行い候補者を決定する。
- (5) 表彰の時期
 - 原則として2月に行う。
- (6) 表彰の方法
 - 各学校園において被表彰者への表彰状等の受渡しを実施する。